

# 本 則

## 1 契約種別

この料金表の契約種別は、「電灯プランB」といたします。

## 2 料金表の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令等の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令等をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (4) 当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客様にお知らせいたします。この場合、お客様が希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

## 3 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客様が1年を通じてこの電灯プランBの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
  - (2) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事

業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### 4 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）、この料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、インターネット、電話、口頭等による申込みを受け付けることがあります。また、当社が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。  
契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約上設定する主開閉器（以下「契約主開閉器」といいます。）、契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)（以下「契約容量」といいます。）、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2) 口座振替による料金のお支払いについて、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申込みをしていただきます。
- (3) 契約負荷設備および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

#### 5 契約期間

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。
- (2) 原則として、契約期間満了に先だって、この料金表以外の契約種別に需給契約を

変更することはできません。

## 6 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、約款およびこの料金表に定める契約種別のうち、当社があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき
- (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合

## 7 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

## 8 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## 9 契約容量

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに約款別表5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、約款別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契

約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

## 10 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引き、または加えたものといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	447円97銭
-------------------	---------

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円04銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円15銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	38円02銭

## 11 電気料金請求書および電気料金計算書の発行手数料

電気料金請求書および電気料金計算書の発行手数料の発行手数料は、次のとおりといたします。

1契約1料金算定期間につき	165円00銭
---------------	---------

## 12 日割計算

当社は、約款第24条によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式）によるものといたします。

## 13 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約容量をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が

電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

#### **14 その他**

- (1) この料金表において料金その他を計算する場合の契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) お客さまが名義変更または需給契約を廃止しようとする場合は、当社が文書による申出を必要とするときを除き、インターネット、電話、口頭等により申し出ていただきます。
- (3) 約款の各項における契約電力は、契約容量と読み替えるものといたします。
- (4) この料金表に定めのない規定については、約款にかかわる規定を準用するものといたします。

### **附 則**

#### **1 実施期日**

この料金表は、2026年4月1日から実施いたします。

#### **2 この料金表の実施にともなう切替措置**

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、約款第23条および約款第24条に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式）によるものといたします。

## 別 表

### 1 契約容量の算定方法

本則 9（契約容量）（2）の場合の契約容量は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1 / 1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times 1 / 1,000$$

### 2 料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

#### イ 基本算式

第 1 段階料金適用電力量

$$= 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} / \text{計量期間等の日数}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量

$$= 180 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} / \text{計量期間等の日数}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ロ イによって算定された第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- ハ 約款第23条（1）ハに該当する場合は、イの

日割計算対象日数 / 計量期間等の日数 は、日割計算対象日数 / 暦日数といたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

#### イ 計量期間等の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。